

花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター
「かなちゃん」着ぐるみ貸出及び使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、須坂市が管理する、花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター「かなちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 貸出を希望する場合は、「花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター「かなちゃん」着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）を須坂市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出の承認)

第3条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容が、花と緑のまちづくり事業、平和の花カンナプロジェクト及び須坂市のPRの周知に資すると認められるときは、着ぐるみの貸出を承認する。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 須坂市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 着ぐるみの適切な使用方法に従って使用されないおそれがあると認められたとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他、市長が着ぐるみの使用について不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の承認をするときは、「花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター「かなちゃん」着ぐるみ貸出承認書」（様式第2号）を貸出希望者に交付する。

(貸出等)

第4条 貸出の承認を受けた者は、原則として、須坂市まちづくり課に来庁して着ぐるみを借り受ける。

2 着ぐるみを借り受けた者（以下「借り受け者」というは、原則として、まちづくり課にて、職員の点検を受けて返脚する。

また返却後1週間以内に、花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター「かなちゃん」着ぐるみ使用報告書をまちづくり課まで提出することとする。

- 3 借受及び返却に要する費用は、原則として借受者が負担する。
- 4 貸出は、無料とする。
- 5 貸出期間は、原則として往復の移動日を含めて7日以内とする。

- 6 貸出は、原則として先着順とする。
- 7 貸出の申込は、貸出日の7日前までとする。

(遵守事項)

第5条 借受者は、承認を受けた範囲で使用しなければならない。

- 2 借受者は、別記「かなちゃん」使用上の注意を遵守しなければならない。
- 3 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- 4 借受者が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、速やかに「花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクターかなちゃん着ぐるみ汚損（紛失）届」（様式第3号）を提出しなければならない。
- 5 借受者が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、修繕若しくはクリーニング又は製作に要する費用を弁償する。

(承認内容の変更)

第6条 第3条の規定に基づく承認を受けた者が、その承認内容の変更を希望するときは、あらかじめ「花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター「かなちゃん」着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認については、第3条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第7条 市長は、借受者がこの規程に違反したとき、貸出の承認を取り消すことができる。この場合において、須坂市は、当該承認の取消しによって生じた損害についてその責めを負わない

- 2 前項の承認の取消しは、「花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター「かなちゃん」着ぐるみ貸出承認取消通知書」（様式第5号）をもって行う。
- 3 前2項の規定により貸出の承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、速やかに借り受けた着ぐるみを返却しなければならない。

(須坂市の責任)

第8条 須坂市は、着ぐるみの使用により生じた損害について一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出事務及び使用方法について必

要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。